

令和8年度 笛吹市立境川小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定

令和元年12月改定

令和5年 3月改定

令和7年 3月改定

令和8年 3月改定

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画投稿や無料通話アプリの利用等、新たないじめ問題が生じる等、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年4月に「山梨県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として「笛吹市立境川小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

ここでいう「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないう所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知する。さらに、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止の対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「境川小いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(1) いじめ対策委員会の役割

- ・学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核となる。
- ・学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施及び年間計画の作成・実施・検証・修正の実施。
- ・いじめの相談・通報の窓口になる。

- ・ いじめ防止に関する実態把握と対策の推進。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制づくり、対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- (2) いじめ対策委員会の組織
- ・ 「境川小いじめ対策委員会」の構成員
 学校長，教頭，教務主任（教育相談担当），生徒指導主任，学年主任
 ※必要に応じて特別支援主任，養護教諭教
 ※必要に応じて，スクールカウンセラーを要請し，助言を受ける。
- ・ 事務局は，生徒指導主任が担当し，会議の運営を行う。
- (3) いじめ対策委員会の開催
 - ・ 定例のいじめ対策委員会は，学期に1度開催する（生活アンケート実施後）。
 - ・ 毎週の終礼後に、職員全員の参加で生徒指導会議を開き、生徒の情報交換を行う（記録は生徒指導主事が行う）。

3 いじめ未然防止のための取組

- (1) 学級経営の充実
 - ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」やSCとの相談の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
 - チャイム席、正しい姿勢、話の聞き方・発表の仕方など学習規律の徹底を図る。
 - 話し合い活動、学級会活動を充実し、一人一人の居場所作りや絆づくりに努める。
- (2) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 豊かな体験活動を設定し、6年間を見通した体系的、計画的な実施を図る。
- (3) 道徳教育の充実
 - 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
 - いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにする。
- (4) 相談体制の整備
 ○ SCと連携し、アドバイスや情報収集を行い、さらに職員研修で共通理解を図る。
- (5) 児童会活動の充実
 ○ 児童会活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 ○ 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。教職員も情報モラル研修を実施し、指導力の向上を図る。SNSを介したいじめについては、警察を始めとする関係機関との連携を深めるなど、体制を整備する。
- (7) 学校相互間の連携協力体制の整備
 ○ 中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。
 全体を通して、児童生徒に対し、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように勤める。
- (8) その他
 ○ 特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う

ようにする。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校、地域住民課、児童課や心の発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、SC・SSW等を活用した相談について、保護者に周知する。

(2) 「楽しい学校生活をおくるために」（アンケート）の実施

- 「楽しい学校生活をおくるために」（アンケート）を年2回（7月・11月）実施後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 教育相談の実施、電話相談窓口の周知など関係機関との連携した活動を展開する。

5 いじめに対する対処

教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、直ちにすべてを集約する担当を通じて組織に報告・相談する。

いじめに係る情報が教職員に寄せられたときは、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに組織で協議し、組織的な対応につなげる。

- ①いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥警察とは、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておく。犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

いじめの指導は、いじめの解消まで継続的に行う。いじめの解消とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態をいう。

ア いじめに係る行為が止んでいること（目安として少なくとも3ヶ月以上）

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（「いじめ防止等のための基本方針」平成25年度10月文部科学大臣決定 平成29年3月改定）

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

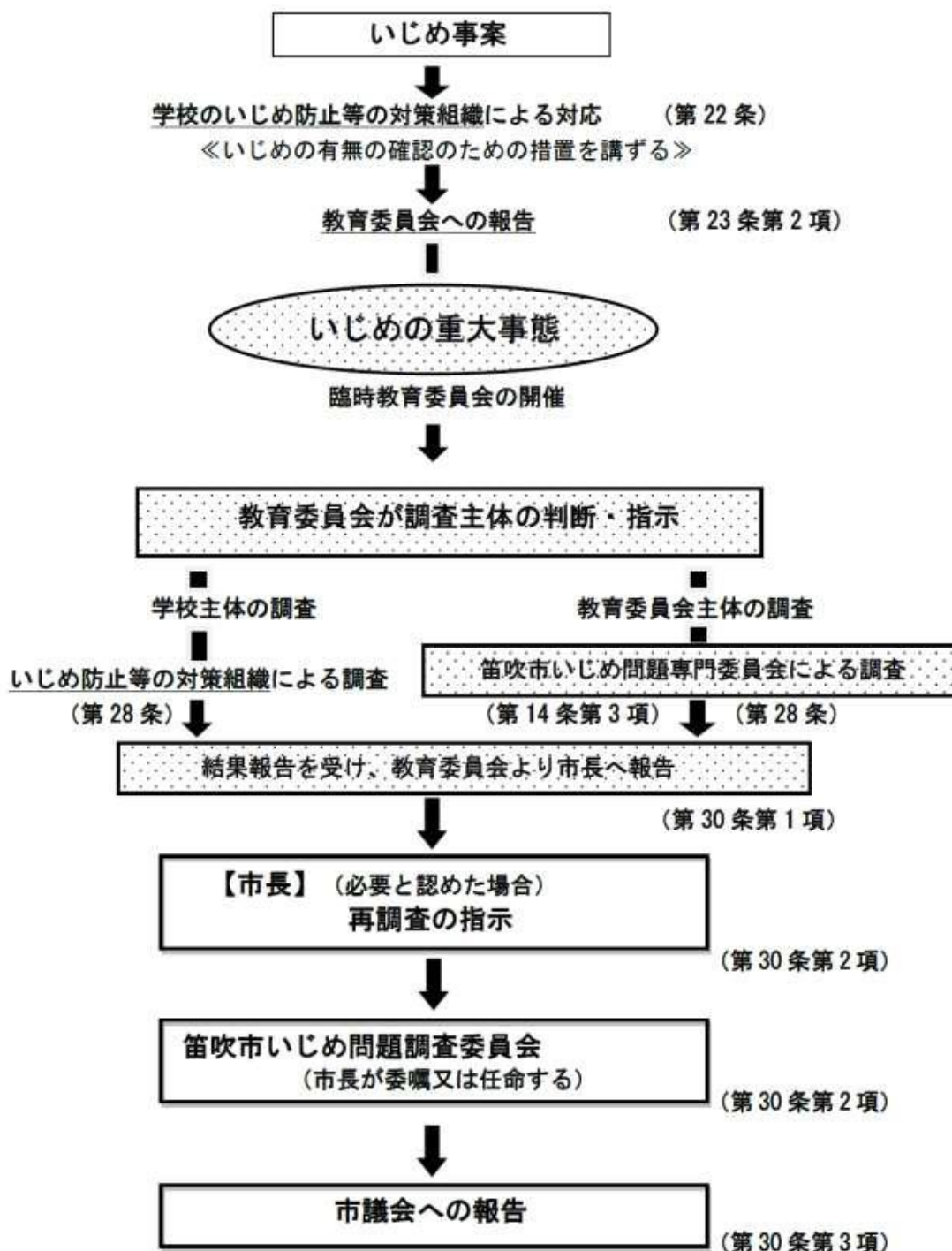
イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
 (児童生徒や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する) (「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【重大事態発生時の対応フロー図】



※ () 内は、「いじめ防止対策推進法」の条項を示す

7 境川小のいじめ対応マニュアル

1 いじめのポイント

★相手が「嫌だ」「つらい」「苦しい」と感じたらそれじは「いじめ」です

- ・けんかもいじめになる場合があります)
- ・相手を傷つける意図がなく、むしろ相手を慮って行った行為であっても、その行為により相手が心身の苦痛を抱いた場合「いじめ」と認知されます。

本校では子どもたちと以下のように確認し、教室に掲示し、いつでも確認できるようにしています。

「いじめ」についての確認

- ①いじめは暴力です
- ②いやなことを言ったり、ほかにしたりするのも「いじめ」です
- ③相手が「いやだ」と思ったら「いじめ」です
- ④二人より多い人が同じ人に対して「ふざけた、まちがっている、できていないことを正す」ことも人によっては「いじめ」になります

2 いじめ対応の考え方

- ①「いじめ」とは、相手の人間性とその尊厳を軽んじたり、ないがしろにしたり、傷つけたり、踏みにじること

⇒ すべての子どもの生命・尊厳・幸福を守ることを社会全体でどう向き合っていくのか、どんな文化をつくっていくのかが大切

- ②学校としての「いじめ」へのスタンス

- ・一回限りでもいじめに当てはまります
- ・被害の軽重は関係ありません
- ・いじめをしてしまった人に意図があったかないか、故意かどうかは関係ありません

(精神的な苦痛があったという事実が重要)

3 本校のいじめ対応について

- ①学校のいじめ対応の目的

★誰もが安心して生活を送ることができるようにする

⇒ 人権を尊重します ⇒ 人権意識を育てることにつながります

★行為によって嫌な思いをした人がいるので、関わるみんなが立ち止まり、なぜ苦痛を感じたのか、お互いに他の関わり方をすると違った結果になるのかということそれぞれが自分事として考え直す機会

⇒ 人間関係を学ぶ場

②いじめをされた側への教職員の対応

(1) 安心できる環境をつくります

- ・ 静かな場所で話を聞きます
- ・ 「あなたの味方です」と明確に伝えます
- ・ 話すかどうかは本人のペースに任せます

(2) 否定せず・共感します

- ・ 気持ちに寄り添います
- ・ されたことの大小を判断せず、本人の感じ方を尊重します
- ・ 「気にし過ぎ」などの言葉は避けます

(3) 話を聞くときの姿勢

- ・ メモを取る場合は許可を得ます
- ・ 話の途中で遮りません
- ・ 表情や態度で安心感を示します

(4) 秘密の扱いを明確にします

- ・ 「命にかかわることは守秘できないことがある」と事前に説明します
- ・ 本人の同意を得ながら必要な範囲で教職員間の情報共有をします

(5) 継続的な見守りをします

- ・ 定期的に声をかけます
- ・ 必要に応じてスクールカウンセラーなどにつなげます

(6) 保護者と連携します

- ・ 保護者に状況を説明します
- ・ 丁寧に対応します
- ・ 学校としての対応方針を伝えます

(7) 心理的なケアをします

- ・ 得意なことを認める、成功体験を積むなど自尊感情を回復させます
- ・ 安心できる人間関係をつくります
- ・ 必要に応じて専門的支援（スクールカウンセラー等）を求めます

③いじめを受けたわが子への寄り添い方

(1) 味方であることを伝えます

- ・ 「あなたのことを大切に思っているよ」「何があっても守るよ」と言葉で伝えます
- ・ 子どもが話しやすい雰囲気をつくります

(2) 話を聞くときの姿勢

- ・ 否定せず共感します
- ・ 詮索し過ぎず子どものペースに合わせます
- ・ 感情的にならず冷静に受け止めます

(3) 子どもの気持ちを尊重します

- ・ 「学校に行きたくない」と言った場合、無理に登校させません
- ・ 子どもが安心できる選択肢を一緒に考えます

(4) 日常生活を支えます

- ・ 食事・睡眠・遊びなど生活のリズムを整えます
- ・ 子どもが好きなこと、得意なことを通じて自信を回復させます

- ・家庭内での安心感を大切にします
- (5)学校や専門機関との連携します
- ・学校と冷静に話し合い、対応状況を確認します
 - ・必要に応じてスクールカウンセラーや児童相談所などに相談します
 - ・子どもが望む支援を尊重します
- (6)保護者自身のケアを忘れずにしてください
- ・自分の不安や怒りを誰かに相談することをお奨めします
 - ・保護者が安定していることが子どもに安心感を与えます

④いじめをした子への教職員の対応

- (1) 非難ではなく理解から始めます
- ・行動の背景にある感情や状況を探ります
 - ・「その行動が問題だった」と伝えます
- (2)安心して話せる場をつくります
- ・落ち着いた環境で感情を整理できるようにします
- (3)自己肯定感を育てます
- ・よいところや努力を認めます
 - ・小さな成功体験を積み重ねます
- (4)共感力・社会性を育てます
- ・被害者の気持ちを考える機会をつくります
- (5)継続的な見守りと支援をします
- ・一度の指導で終わらせず、継続的に関わります
- (6)保護者と協力します
- ・家庭での関わり方を一緒に考えます

⑤いじめをしてしまったわが子への関わり方

- (1) 事実を冷静に確認します
- ・子どもの話に耳を傾けます
 - ・問い詰めるのではなく穏やかに状況を尋ねます
- (2)感情的な叱責は避けます
- ・怒りやショックから強く叱ると、子どもが心を閉ざしてしまいます
 - ・行動は否定しても子どもの気持ちには寄り添います
- (3)本音を引き出す関わり方をします
- ・日常の会話や一緒に過ごす時間を増やし、安心して話せる環境をつくります
 - ・無理に問い詰めず子どもが話したい時に話せる雰囲気大切にします
- (4)いじめをしてしまった背景を理解します
- ・子どもの内面に目を向け、いじめをしてしまった原因を考えます
- (5)家庭環境を見直します
- ・否定的な言葉が多いか、追い立てるような言動があったかなどを振り返ります

(6) 学校との連携を大切にします

- ・いじめをされた側への謝罪や対応は学校と相談しながら慎重に進めます
- ・いじめをしてしまった側とされた側の接触（電話や話し合い等）は慎重に行います。その際は第三者の同席が望ましいです。

4 いじめ対応のフローチャート(終息への道筋)

① いじめの兆候・情報の把握

- ・児童・保護者・教職員からの報告
- ・アンケート・相談・観察などによる把握

② 事実確認をする

- ・関係児童への聞き取り（いじめをされた側・した側・見ていた人）
- ・担任・養護教諭・スクールカウンセラーと連携する

③ 学校内での協議・対応方針の決定

- ・いじめ対策委員会での協議
- ・保護者への連絡・説明
- ・教育委員会への報告

④ いじめをされた児童への支援

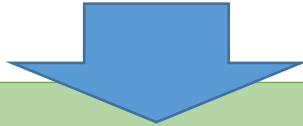
- ・スクールカウンセラー等による心理的ケア
- ・安心・安全を確保する（教室や登下校の配慮）

⑤ いじめをしてしまった児童への指導・支援

- ・行動を見直し変えるための指導・保護者との連携・必要に応じて専門機関の支援

⑥ 継続的な見守り・再発防止

- ・定期的な面談・アンケート
- ・学級・学校全体での啓発活動
- ・再発時の迅速な対応



⑦ 記録・報告・振り返り

- ・記録の整理・保存
- ・教職員間での情報交換
- ・対応の振り返りと改善
- ・教育委員会への報告（随時）
- ・未然防止（再発防止に向けた全体での確認）

5 いじめ重大事態について

いじめ重大事態とは

- ・生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・相当期間の不登校を余儀なくされている疑いがある場合
- ・児童や保護者から重大な被害の申し立てがあった場合

6 いじめ重大事態対応のフローチャート（終息への道筋）

① 初動対応

- ・重大事態の発生を把握したら速やかに市教委へ報告する
- ・事実確認をし、関係者（児童・保護者）に説明し支援する



② 調査組織の設置

- ・学校または市教委が第三者を含む調査組織を設置する



③ 調査の実施

- ・事前説明を行い、関係者への聞き取りや資料収集を実施
- ・調査項目を明確にし、迅速かつ公正に調査を進める



④ 調査結果の説明・報告

- ・調査結果を児童・保護者に説明する
- ・市教委と市長へ報告する



⑤ 再発防止策の実施

- ・調査結果に基づき学校の体制や教育方針について見直しを行う